

令和 5 年度 忠岡町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和4年度	人 16,675	千円 8,319,346	千円 363,341	千円 1,447,023	% 17.4	% 20.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

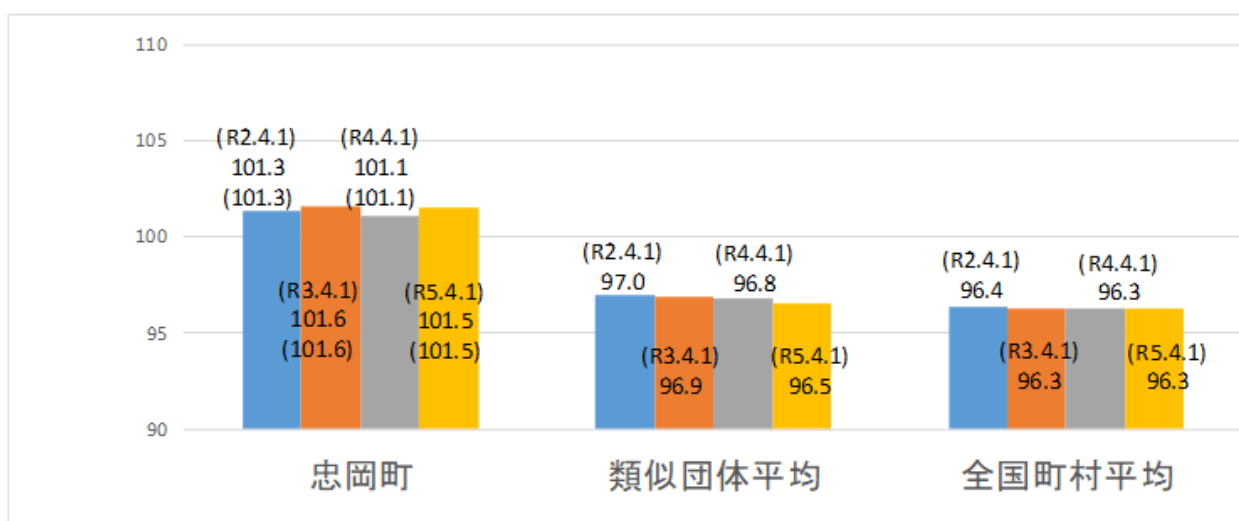
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B / A	(参考) 類 団 平 均 一人 当 た り 給 与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	人 157	千円 555,969	千円 154,786	千円 223,513	千円 934,268	千円 5,951	千円 5,664

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較する

ため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、
②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

初任給額による影響、学歴別で見た場合の較差、人数の少ない団体であることから、少数でも変動幅が大きく出やすいことが影響していると考えている。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

※人事委員会がないため未記入

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
年度 —	円 —	円 —	円 (— %)	% —	% —	% —

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給(期末・勤勉手当)

※人事委員会がないため未記入

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
年度 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均約2%引下げ。ただし、激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準 6％に対し、本町においても 6％を支給

（実施時期）平成 27 年 4 月 1 日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成 27 年 4 月 1 日時点は 4％、給与改定後は平成 27 年 4 月に遡及し 5％、平成 28 年 4 月 1 日時点から 6％を支給。

（参考）

	平成 26 年度	平成 27 年度		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
		4 月 1 日 時点	遡及 改定後								
国基準に よる支給 割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%
忠岡町の 支給割合	3%	4%	5%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成 27 年 4 月 1 日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
忠岡町	38.7歳	297,600円	410,781円	345,421円
大阪府	41.1歳	313,007円	425,774円	371,089円
国	42.4歳	322,487円	— 円	404,015円
類似団体	41.9歳	306,346円	364,711円	335,794円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
忠岡町	— 歳	— 人	— 円	— 円	— 円
大阪府	55.4歳	397人	294,219円	366,071円	339,963円
国	51.2歳	1,941人	286,942円	— 円	329,178円
類似団体	50.5歳	7人	285,072円	305,642円	297,443円

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C / D
—	— 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③ 消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
忠岡町	35.8歳	282,700円	347,362円	328,755円
大阪府	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	— 歳	— 円	— 円	— 円
類似団体	36.0歳	278,804円	333,782円	310,923円

④ 税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
忠岡町	35.3歳	272,600円	390,057円	309,979円
大阪府	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	42.0歳	352,263円	— 円	428,330円
類似団体	38.5歳	286,814円	356,880円	310,724円

⑤ 福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
忠岡町	41.0歳	315,400円	381,374円	350,819円
大阪府	— 歳	— 円	— 円	— 円
国	44.2歳	337,885円	— 円	387,943円
類似団体	39.1歳	278,609円	309,331円	294,041円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		忠岡町	大阪府	国
一般行政職	大 学 卒	185,200円	190,300円	185,200円
	高 校 卒	158,900円	157,500円	154,600円
技能労務職	高 校 卒	— 円	163,003円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円
消 防 職	大 学 卒	185,200円	— 円	— 円
	高 校 卒	158,900円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

区 分		経験年数10年 ～15年未満	経験年数15年 ～20年未満	経験年数20年 ～25年未満	経験年数30年 ～35年未満
一般行政職	大 学 卒	274,100円	348,300円	381,400円	423,900円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	397,800円

※該当者がいない場合及び該当者が1名又は2名の場合ハイフン（－）としている。

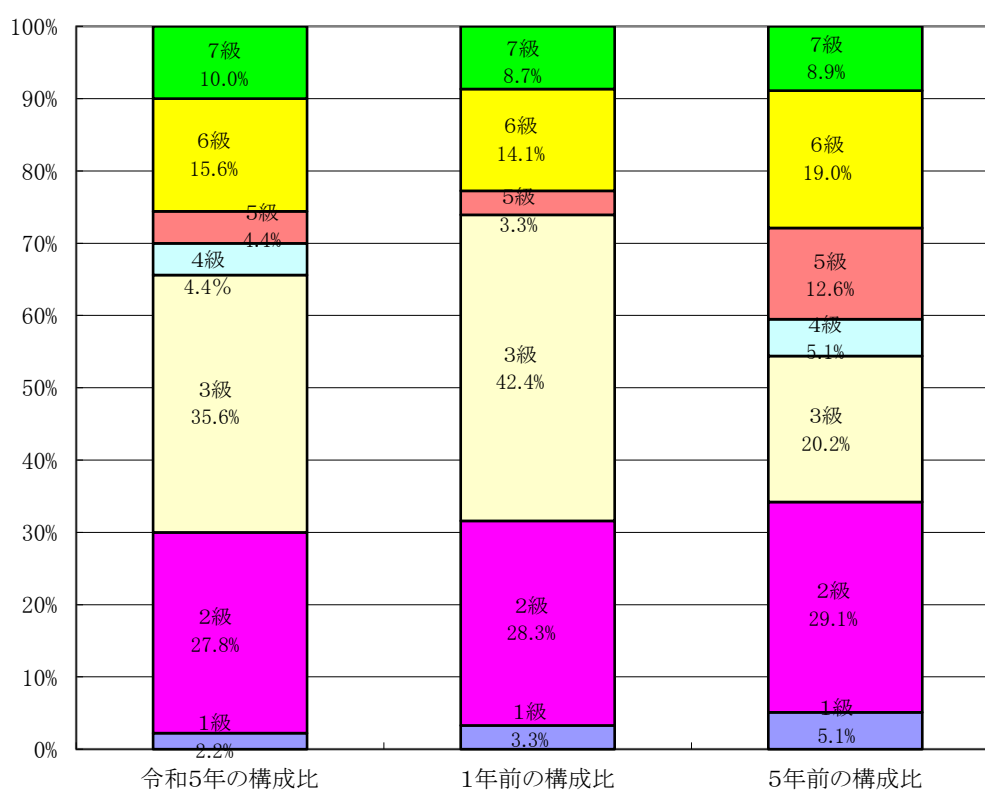
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

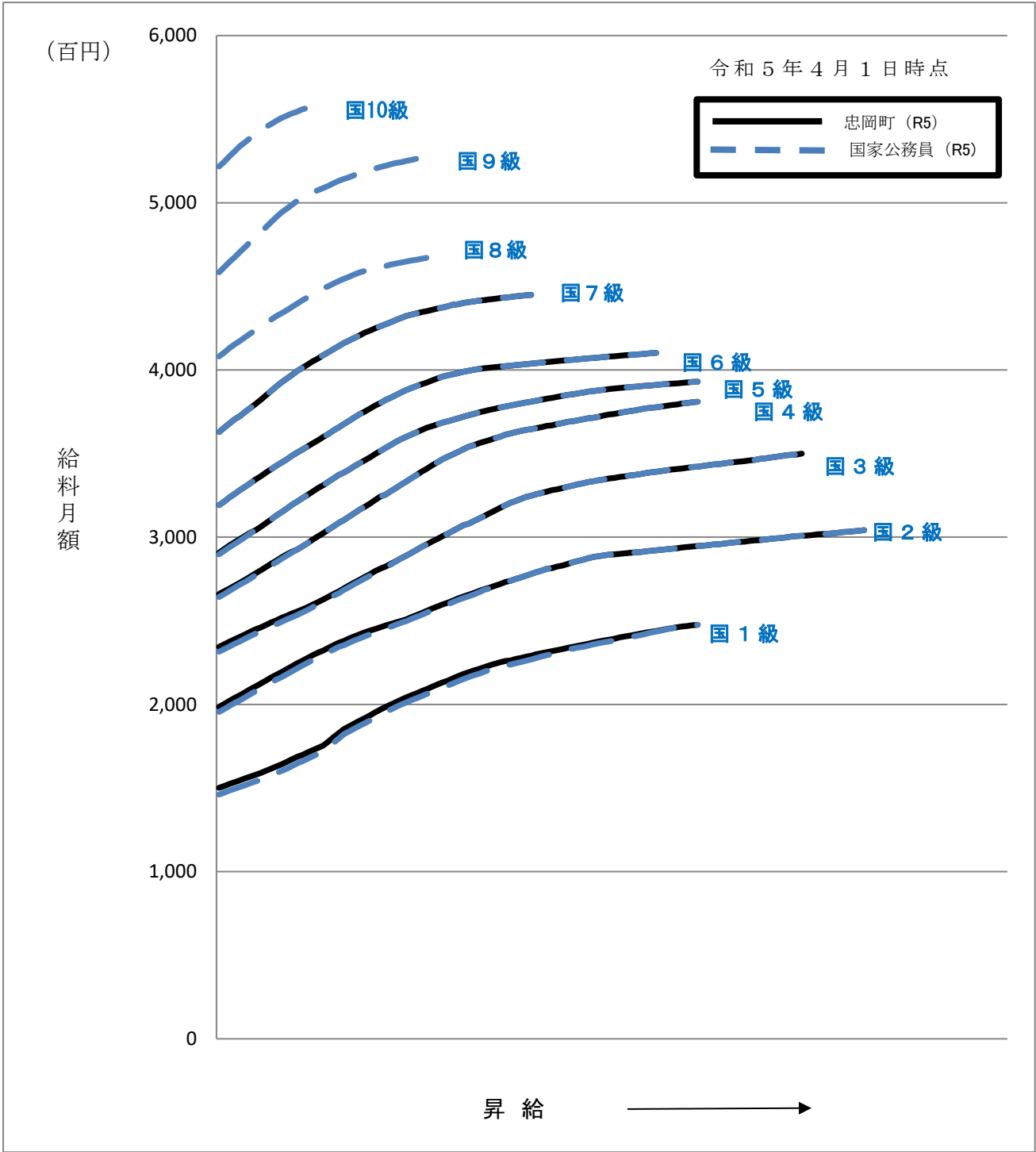
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
7級	部長及びこれに相当する職務	9人	10.0%	円 362,900	円 444,900
6級	課長及びこれに相当する職務	14人	15.6%	円 319,200	円 410,200
5級	課長代理及びこれに相当する職務	4人	4.4%	円 290,700	円 393,000
4級	係長及びこれに相当する職務	4人	4.4%	円 266,000	円 381,000
3級	係長及びこれに相当する職務	32人	35.6%	円 234,400	円 350,000
2級	主事及び労務の職務又はこれに相当する職務	25人	27.8%	円 198,500	円 304,200
1級	主事及び労務の職務又はこれに相当する職務	2人	2.2%	円 150,100	円 247,600

（注）1 忠岡町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（忠岡町）

令和5年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

忠 岡 町	大 阪 府	国
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,372千円	1人当たり平均支給額 （令和4年度） 1,650千円	—
（令和4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 (1.45)月分 (0.90)月分 ※令和4年6月期に0.15月（再任用職員は0.1月）相当分を減額	（令和4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 (1.35)月分 (0.95)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20% 管理職加算10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（忠岡町）

令和５年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率		○		
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

(2) 退職手当（令和５年４月１日現在）

忠 岡 町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分	勤続２０年	19.6695月分	24.586875月分
勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分	勤続２５年	28.0395月分	33.27075月分
勤続３５年	39.7575月分	47.709月分	勤続３５年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 （２％～４５％加算）			定年前早期退職特例措置 （２％～４５％加算）		
１人当たり平均支給額					
448千円		20,547千円			

（注） 退職手当の１人当たり平均支給額は、令和４年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和５年４月１日現在）

支給実績（令和４年度決算）			40,040千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）			217,610円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
本町全域	６％	184人	６％
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）			101.５％ (101.5%)

(4) 特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）

支給実績（令和４年度決算）	3,657千円
支給職員１人当たり平均支給年額（令和４年度決算）	96,229円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和４年度決算）	20.８％

手当の種類（手当数）			6
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
行路病人又は行路死亡人の収客護送作業従事手当	作業従事者	行路死亡人等の収客護送業務	1件 2,000円
伝染病防疫作業従事手当	作業従事者	伝染病防疫作業	1日 1,000円
消火、水防等危険作業手当	消防職員	消火、水防等作業	出動1回 300円
救急出動手当	消防職員	救急出動業務	1回 100円
救急救命士手当	救急救命士	救急救命業務	1勤務 500円 (1ヵ月5,000円以内)
夜間特殊業務手当	消防職員	夜間特殊業務	1業務 300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	46,977千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	340千円
支給実績（令和3年度決算）	48,113千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	362千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（当該年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶 養 手 当	配偶者 6,500円 子ども 10,000円 父母等 6,500円 ※扶養親族が満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子の場合、5,000円を加算	同じ		千円 17,057	円 250,843
住 居 手 当	借家で家賃を支払っている場合 28,000円を限度として支給	同じ		千円 10,884	円 279,085
通 勤 手 当	交通機関利用者 55,000円を限度として支給（6箇月定期代） 交通用具利用者 通勤距離に応じ 2,000円～31,600円の間で支給	同じ		千円 14,695	円 104,221
管 理 職 手 当	部長 62,000円 次長 60,000円 課長 45,000円 参事 42,000円 代理 32,000円 主幹 29,000円	異なる	管理又は監督の地位の職員に対し、職務の級及び官職に応じた区分により定額を支給 46,300～130,300円（行政職（一））	千円 24,427	円 542,822
休日勤務手当	休日勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額	同じ		千円 9,141	円 338,562
夜間勤務手当	夜間勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額	同じ		千円 1,808	円 60,259

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	市 区 町 村 長	648,000 円 (810,000 円)	(参考) 類似団体における最高／最低額 880,000 円／492,000 円
	副 市 区 町 村 長	603,000 円 (670,000 円)	710,000 円／468,000 円
報 酬	議 長	330,000 円	420,000 円／268,000 円
	副 議 長	300,000 円	360,000 円／218,000 円
	議 員	290,000 円	345,000 円／179,000 円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(令和4年度支給割合) 4.30 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和4年度支給割合) 4.30 月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式) 給料月額×50／100×在職月数	(1期の手当額) 19,440,000円 (支給時期) 任期毎
	副 市 区 町 村 長	給料月額×30／100×在職月数	9,648,000円 任期毎
	備 考	現任期中に係る町長、副町長の退職手当は支給しない。	

- (注) 1 給料及び俸給の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

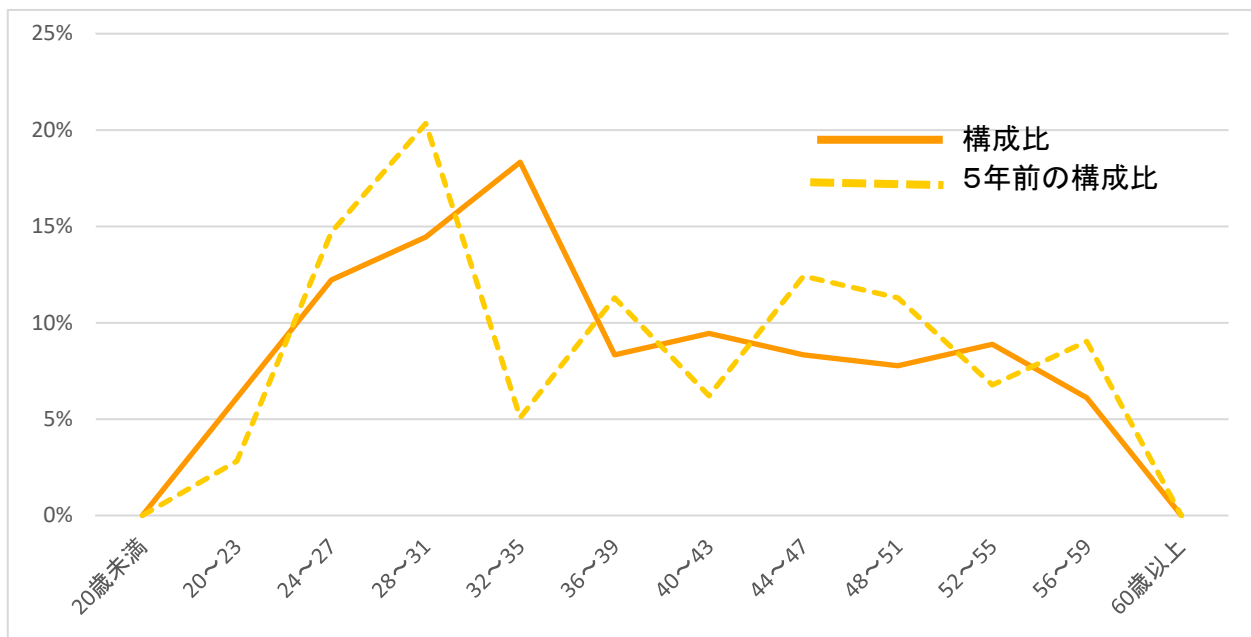
区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令 和 4 年	令 和 5 年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3		
		総 務	3 5	3 6	1	事 業 見 直 し 等
		税 務	9	9		
		民 生	3 3	4 9	1 6	事 業 見 直 し 等
		衛 生	1 2	1 1	△ 1	事 業 見 直 し 等
		労 働	1	0	△ 1	事 業 見 直 し 等
		農 林 水 産	1	2	1	事 業 見 直 し 等
		商 工	2	1	△ 1	事 業 見 直 し 等
		土 木	6	8	2	事 業 見 直 し 等
		計	1 0 2	1 1 9	1 7	< 参 考 > 人口 1 万人当たり職員数 71.36 人 (類似団体の人口 1 万人当たりの職員 76.54 人)
	教育部門	1 8	1 0	△ 8	事 業 見 直 し 等	
	消防部門	3 7	3 8	1	事 業 見 直 し 等	
	小 計	1 5 7	1 6 7	1 0	< 参 考 > 人口 1 万人当たり職員数 100.15 人 (類似団体の人口 1 万人当たりの職員数 93.72 人)	
公 営 企 業 等 部 門	病 院 水 道 下 水 そ の 他		0	0		
			0	0		
		5	3	△ 2	事 業 見 直 し 等	
	1 4	1 0	△ 4	事 業 見 直 し 等		
	小 計	1 9	1 3	△ 6		
合 計			1 7 6	1 8 0	4	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数107.95人
			[212]	[212]	[212]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

※ 職員数、条例定数は兼務除く

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区 分	20歳 未 満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以 上	計
職員数	人 0	人 11	人 22	人 26	人 33	人 15	人 17	人 15	人 14	人 16	人 11	人 0	人 180

※5年前の職員数（平成30年4月1日）177人

(3) 職員数の推移（各年4月1日現在）

（単位：人・％）

部 門 別 \ 年 度	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	過去5年間の 増減数（率）
一般行政	94	101	98	101	102	119	25（26.6％）
教育	23	20	20	19	18	10	△13（△56.5％）
消防	37	38	37	38	37	38	1（2.7％）
普通会計計	154	159	155	158	157	167	13（8.4％）
公営企業等会計計	23	16	14	15	19	13	△10（△43.5％）
総合計	177	175	169	173	176	180	3（1.7％）

（注）1 各年における定数管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

平成 31 年 4 月 1 日に大阪広域水道企業団と統合したため、本公表項目について該当ありません。

8 職員の福祉及び利益の保護

(1) 福利厚生事業

ア 負担金及び会費の状況

カフェテリア事業		職員共済組合
事業主負担金	職員掛金	職員掛金
738円／月・人	739円／月・人	7.5／1000

イ 主な事業

慶弔等給付事業

元気回復事業（レクリエーション事業等の実施）

カフェテリア事業（カフェテリアプランにより各種サービスを選択利用）